

Merge パートナー規約

本規約は、株式会社Merge（以下「当社」といいます。）が提供するサービスにおいて、パートナーとして活動する者の遵守事項を定めるものです。

本サービスへの登録または利用をもって、本規約に同意したものとみなします。

第1条（目的）

本規約は、当社が提供する事業支援サービスおよびパートナー制度の健全な運営を目的として、パートナーの活動ルールを定めるものです。

第2条（パートナーの定義）

本サービスにおけるパートナーとは、以下を指します。

- ・ 総代理店
- ・ 代理店
- ・ 紹介店

※BMはパートナーではなく、紹介活動のみを行う登録メンバーとします。

第3条（パートナー制度）

パートナー制度の階層は以下の通りです。

総代理店

↓

代理店

↓

紹介店

↓

BM

↓

直BM

パートナーは、自身の階層に応じた権限および責任のもと活動するものとします。

第4条（活動内容）

パートナーは、以下の活動を行うことができます。

1. 導入事業者候補の紹介
2. サービスの案内
3. 案件情報の共有
4. パートナー候補の紹介
5. 事業連携

ただし、契約締結は当社または当社が指定する方法で行われるものとします。

第5条（説明義務）

パートナーは、本サービスを案内する際、以下を遵守するものとします。

- ・公式資料に基づく説明
- ・誇大広告の禁止
- ・利益保証の禁止
- ・虚偽説明の禁止

第6条（報酬）

1. パートナー報酬は、以下の条件を満たした場合に発生します。
 - ・対象サービスの成約
 - ・商材提供事業者の承認
 - ・入金確認
2. 成果報酬の支払いは、未払累計額が10,000円（税込）を超えた場合に行うものとし、支払時には所定の管理運営費（2,200円）が控除されます。
3. 報酬条件の詳細は、当社または商材提供事業者が定める条件に従うものとします。

第7条（パートナーの責任）

パートナーは、自己の紹介活動および傘下メンバーの行為について、適切な管理および指導を行う責任を負います。

第8条（禁止事項）

パートナーは、以下の行為を行ってはなりません。

1. 虚偽説明
2. 誇大広告
3. 利益保証
4. 自己成約
5. 不正登録
6. 法令違反
7. 当社ブランドを毀損する行為
8. 他パートナーへの誹謗中傷
9. 当社の承認なく営業資料を作成する行為
10. その他当社が不適切と判断する行為
11. 抱き合わせ販売（特定の商材の導入条件として他の商材の導入を強制する行為）および導入事業者の選択の自由を不当に制限する行為

第9条（パートナー募集）

パートナーは、不特定多数への募集行為を行ってはなりません。

ただし、既存の信頼関係に基づく紹介に限り募集を行うことができます。

第10条（BM制度）

BMは、以下の活動のみ行うことができます。

- ・案件情報の紹介
- ・導入事業者候補の紹介

BMは、サービスの詳細説明または契約交渉を行うことはできません。

第11条（営業資料）

営業資料は当社の承認を得たもののみ使用できます。

BMは営業資料を作成することはできません。

第12条（知的財産）

本サービスに関する以下の権利は当社に帰属します。

- ・ 商標
- ・ ロゴ
- ・ 営業資料
- ・ システム
- ・ ノウハウ

無断使用は禁止します。

第13条（アカウント停止）

以下の場合、当社はアカウント停止または登録解除を行う場合があります。

- ・ 規約違反
- ・ 不正行為
- ・ 虚偽登録
- ・ 信用毀損行為

第14条（免責）

当社は、対象サービスの商材提供事業者の経営状態やサービスの継続性について保証せず、商材提供事業者に起因する損害（事業停止、破産、システム不備等）について一切の責任を負いません。

- ・ パートナー間のトラブル
- ・ 導入事業者との契約トラブル
- ・ 第三者サービスによる損害

・対象サービスの商材提供事業者の経営状態やサービスの継続性、および商材提供事業者に起因する一切の損害（事業停止、破産、システム不備等）

第15条（規約変更）

当社は、本規約を変更することがあります。

変更後の内容は、当社サイトに掲載された時点で効力を生じます。

第16条（準拠法）

本規約は日本法を準拠法とします。

第17条（管轄）

本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条（個別契約の優先）

本規約の定めと、パートナーが当社と個別に締結した契約（特約事項を含む）の内容が異なる場合には、当該個別契約の定めが優先して適用されるものとします。